

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

私は、昭和34年3月から41年1月頃まで、A社に住み込みで勤務していた。

勤務先の事業主が、国民年金の加入手続きを行い、その後の保険料を給与から天引きして納付してくれていたのに、申立期間の1年間だけが未納とされているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、申立期間は12か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人に係る特殊台帳によると、申立人は、昭和41年に転居するまでの期間、A社の所在地と同一の住所地に居住していたことが確認できるところ、当該事業所の事業主の子は、「申立期間当時、住み込みの従業員については、事業主が国民年金保険料を従業員の代わりに納付していたので、申立人の分も納付していたと思う。」と供述している上、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料を納付したとされる事業主、その妻及びその子は、申立期間及び申立期間前後の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和46年3月16日から50年7月15日までの期間、A社に継続して勤務していた。

申立期間は、A社B事業所から同社C事業所に異動した際の期間であり、その間も継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所の回答及び申立人に係る雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和50年2月1日にA社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和49年12月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和50年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所

（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。